



都議会民主党 REPORT

ひとり一人の声をカタチに

<http://www.togikai-minsyuto.jp/>

2013.春 葛飾区版

発行 都議会民主党政策調査会 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Tel.03-5320-7230 Fax.03-5388-1784 E-mail:seisaku@togikai-minsyuto.jp

平成25年3月13日開会の都議会予算特別委員会でのさとう由美都議の発言(Q)と行政側答弁(A)の概要をご紹介します。

全文は、都議会ホームページ<http://www.togikai-minsyuto.jp/teireikaihokoku/>よりご覧いただけます。

あゆみ 昭和47年東京生まれ。
都立戸山高、京都大学法學部卒。
弱者の法律問題解決を支援10年。
日本司法支援センター(法テラス)勤務を経て平成21年都議初当選。現在、都議会総務委員会委員、都議会民主党副幹事長、犯罪被害者等支援PT事務局長、東京都民生児童委員審査分科会委員。

さとう由美

社会変化に応じた施策を
平成25年度予算特別委員会で、
一人ひとりが、その人らしく生きられるよう、論戦



ひとり一人の
声をカタチに

「一人一人輝く東京」を掲げる知事に、基本姿勢を問う

Qさとう由美 現在、憲法に重大に関わる議論が巻き起こり、都議会で憲法を取り上げなければならない程の危機感、状況があります。本会議で、知事は、「憲法の前文を前に思考停止し」と答弁していましたが、憲法の前文にこそ、国民主権・恒久平和・人権保障

が明らかにされているのではないでしょうか。憲法は、常に国家の基本法として価値を高めていく必要があると考える。必要な改正は国民全体で議論すべき。人権は侵すことはできないとの認識共有。

そもそも憲法は、人権を保障し、それを担保するための国家体制を明らかにし、法による支配をもって制度的に保障することに核があります。憲法は、時代が変わろうとも変えてはならない普遍的な価値を明らかにするもの。施策を進めるにあたっても、一人ひとりの尊厳を守るために、どうあるべきか、何をすべきかという観点から進めるべきです。憲法は、この立ち位置を明らかにしています。

さとう由美的視点



現在、風疹が流行。具体的対策を

Qさとう由美 現在、風疹が流行している。30代40代男性が多い。胎児が先天性風疹症候群にかかるてしまう危険は周知の通り。追加予防接種への助成等、具体的な対策が必要では?

A福祉保健局長 普及啓発に努めるとともに、ワクチン接種に取り組む区市町村を支援。

希望するすべての子どもに、 本人負担なく予防接種を

Qさとう由美 平成24年度「予防接種制度の見直し」では、7ワクチン*について、広く接種することが望ましいと提言。この内、3ワクチン*については、予防接種法改正も視野に、国で動きがある。国の基金による補助金がなくなり、交付税不交付団体では財政負担が増加するが、東京都として、対応が必要では?

A福祉保健局長 年少扶養控除廃止等による地方增收分を財源として活用するとされています。

Qさとう由美 3ワクチンにおける自治体助成と接種率との相関関係の調査によるところ、本人負担が高くなると、接種率が下がることが明らか。定期予防接種について、本人負担なく接種できる環境を整えるべきと考えますが、見解は?

A福祉保健局長 予防接種法に基づき実施。現在、子ども対象の定期予防接種については、本人負担なく接種されています。

Qさとう由美 本人居住地と医療機関が、自治体の境を超えている場合、実質自費で予防接種しているケースがあると聞く。23区、多摩、島嶼と、相互乗り入れが不可欠では?

A福祉保健局長 自治体間で調整を行い、また、医療機関と自治体が相互の契約をもって個別に手続すれば、接種は可能です。

日本ではワクチンギャップがあると、WHOから指摘されています。予防接種は、個人を守ることとともに、社会として免疫を獲得することに意味があります。自治体の財政構造の違いに関わらず、家庭の経済的理由、住む場所によらず、希望する子どもが、負担なく予防接種を受けられる制度、環境を構築することが必要です。病気を抱える子どもの家族にとっては、個別に手続することは過度な負担になるのではありませんか。自治体間の協議の場についても、東京都が積極的に場を設けるなど、取り組みを進めるべきです。

さとう由美的視点

子どもたちの選択の幅を せばめることなく門戸を広げよう

都立葛飾ろう学校の入学要件、課題を指摘

Qさとう由美 都立葛飾ろう学校高等部専攻科食物系は、聴覚に配慮しながら、指導を行い、ろう学校で全国で唯一の調理師免許を取得できる学校です。現在、入学要件に対して、都内在住が求められるが、家族で東京に移住できる家庭ばかりではない中、門戸を広げるべき。見解を伺う。

A教育長 検討してまいります。

子どもの選択の幅を狭めることなく、必要な職業訓練、高等教育を受けられる環境を整えるべきです。東日本大震災被災児に都立学校が門戸を開いたのは、緊急性のみならず、自分の意志の及ばないところでハンデを負った子どもに対して東京都がなすべきと考えたからではなかったでしょうか。

さとう由美的視点

memo ※ 7ワクチン

子宮頸がん、Hib、小児用肺炎球菌、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎

3ワクチン

子宮頸がん、Hib、小児用肺炎球菌

あなたの声が さとう由美のエネルギー → みんなの声をお聞かせ下さい

1項目でも結構です。
□に✓印

Q1 問題が発生している空き家、老朽家屋は、急がなければ将来、環境悪化や防災機能の低下を招くことが心配ですか?

A. そう思う そうは思わない どちらともいえない
その理由

Q2 地域の子育て家庭を支えてきた施設は、認可・認証のいかんにかかわらず、ひき続き保育を担えるよう、施設の改築についても助成が必要と考えますが?

A. 助成は必要 助成は不要 どちらともいえない
その理由

Q5 その他自由なご意見を

Q3 ワクチン接種は住む地域や経済的な事由によらず、すべての子どもたちが接種できるようにしたいのですが?

A. そう思う 自治体ごとに違いはある
□どちらともいえない
その理由

Q4 犯罪被害の方々を社会全体で支えていくという観点から経済支援、精神的ケア、民間団体との連携などを進めるべきですが?

A. 進めるべき 現状でよい どちらともいえない
その理由

高度成長期につくられた老朽化したインフラの更新急務

治安、良好な生活環境を守る観点から、空き家・老朽家屋に対する対策を

Qさとう由美 都内には約75万戸の空き家が存在し、建築物自体の危険のみならず、治安上の問題、不法投棄などによる生活環境の悪化が心配ですが？

A都市整備局長 空き家の増加は、有効な対策が講じられなければ、将来住居環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されます。

行政課題に、増加する空き家の活用を

Qさとう由美 活用されない空き家は、子育ての母子の支援施設、高齢者グループリビングなど様々な行政課題に対応する施策への活用を、民間団体、NPOとの連携により進めていただきたい。また、活用できない老朽家屋の除却に対する助成に係る仕組もつくることが急務ですが？

A都市整備局長 都では不燃化特区では、住民負担のない除却制度を設け、重点的に支援を行っています。

空き家・老朽家屋、除却できる環境構築を

Qさとう由美 空き家を除却すると固定資産税率の住宅用の特例が適用されません。土地の固定資産税について軽減措置をすることで、老朽空き家を自主的に除却を促す環境整備が必要では？

A都市整備局長 現在不燃化特区を対象に、関係局と連携して税制面からの支援策や条件を検討しています。



治安や、ごみの不法投棄など生活環境の悪化が懸念されます。所有者が除却したいと考えても、経済的な観点から、除却できないという事例が報告されていることから、除却の助成や税制の改正が必要です。また、建物が放置されている原因として、所有者が明確でないという状況もあるとの指摘もあるところ、行政の介入が求められることもあります。所有権に制限がかかる問題であり、また、助成など資金支出が必要なことから、条例制定など透明性のある制度の構築が求められます。

さとう由美的視点

PPP手法*の活用に、適正なリスク管理と経済活性化の視点を

Qさとう由美 国土交通省の試算では、今後50年間に必要な老朽インフラの更新費用は190兆円に及ぶと公表されています。そもそもインフラは、民間事業で成立し難いため、税投入する

ところ、どの分野がPPPに適むのか、見解は？

A投資政策部長 不確実な面もあるが、海外では幅広く適用しており、調査の中で明らかにしてまいります。

memo ※ PPP事業(Public Private Partnership)

行政と民間が一緒にサービスを進めていくこと。
民間資金を活用した社会資本整備(PFI)を発展させ、企画・計画段階から民間の力を導入。

権利擁護のための制度的インフラの整備を

成年後見制度の活用に向けての取り組みを

Qさとう由美 成年後見制度は、本人の判断能力が高齢や精神上の障がいなどにより不十分な場合に、本人らしく暮らせるよう、法的に保護する制度。しかし、報酬や後見人養成に課題。都として報酬助成や市民後見人の養成等取組みが必要では？

A福祉保健局長 区市町村の申立経費や報酬の助成を包括補助により実施。後見人養成のため、区市町村が推せんする都民を対象に、基礎講習を実施。

東京都のスケールメリットを生かして、研修の継続実施を。
当事者を中心にして、日常生活に寄り添う、地域の福祉関係者からつながり、多機関が連携して、その人らしく生きられる体制をつくることが大切です。

さとう由美的視点

当事者を支える生活資金貸付制度に

Qさとう由美 生活資金貸付制度は、1950年代から開始し、低所得者の一時的な資金需要に対応する公的貸付制度。リーマンショックに対応して、総合支援資金貸付制度も創設して、失業した者の生活資金提供など拡充。貸付か給付か等、対象層に適切な手法を検討し、様々な福祉制度の連携、整合性から体系的に構築すべき。ワンストップサービスや伴走型支援を行い、必要とする支援につなげるべきでは？

A福祉保健局長 貸付のみならず、本人が必要とする支援につなげるため、相談機能を拡充。貸付後償還中における相談体制を強化するアフターフォローアクションを実施し、取り組みを進めます。

犯罪被害者等施策の前進を

Qさとう由美 犯罪被害者等施策を、確実に進めるためには、計画において、数値目標が必要。条例制定し、制度上の確固たる根拠を有すべきですが？

A人権部長 都は現在、東京都犯罪被害者等支援計画に基づき、被害者支援を全庁あげて推進。

Qさとう由美 犯罪被害者等当事者の声を施策に反映させること、民間団体の知見を施策に反映させることが不可欠。民間団体は手弁当で活動している。財源投入をすべきですが？

A人権部長 検討していく必要があると考えております。

犯罪被害者等施策は、何年度に何をどれだけの規模、質とするか、到達を明確にし、進めるべきです。被害者が必要とする社会資源を整え、行政だから持てる権限を以て、条例を制定し、具体的な施策、事業等を立ちあげていくべきではないでしょうか。

さとう由美的視点

地域定着支援センターに対する理解促進を

Qさとう由美 本来であれば、福祉によるケアが必要であります。しかし、制度がなかったため、地域で就労、住まいを確保できず、再犯を繰り返し矯正施設に入所となるリスクが指摘されてきました。平成23年度から、地域定着支援センターを設

置し、社会復帰に向けて円滑に福祉サービスへつなぐ取り組みが開始。来年度の方針は？

A福祉保健局長 センターの人員体制を強化するとともに、区市町村、関係機関と連携強化に努めてまいります。

葛飾区西新小岩1-6-3-3F

都議会民主党 東京都議会議員

さとう由美事務所

TEL 03-5671-2477 FAX 03-5671-2478
E-mail info@satoyumi.jp URL www.satoyumi.jp

誠に勝手ですが
50円切手の
カンパをお願い致します

1
2
4
0
0
2
5



新しいポスター
掲示にご協力を

まちの中に掲示できる
民主党演説会告知用
ポスターが出来上がりました。
掲示活動にてご協力を
お願い致します。
☎03-5671-2477まで

ご意見・ご要望を
お聞かせください

都政相談随時受け付けています
さとう由美
東京都議会議員事務所

〒124-0025 葛飾区西新小岩1-6-3-3F
Tel 03-5671-2477 Fax 03-5671-2478
E-mail info@satoyumi.jp URL http://www.satoyumi.jp

差出人

フリガナ

おなまえ

おところ

TEL ()

FAX ()

E-mail

フリガナ

おなまえ

おところ

TEL ()

FAX ()

備考 (ご関係など)

